

「福祉職場における助成金付インターンシップ事業」に関するQ&A（受入事業者向け）

平成29年11月1日現在

NO	Q	A
1	今回の助成金付インターンシップ事業の対象者はだれですか。	都内に在住または在学中の大学生（大学卒業後3年以内の方を含む）、短期大学生、専門学校生で、原則として社会福祉士等の基礎科目、指定科目を履修していない方です。参加した学生に対しては、運営事務局が助成金を支給します。
2	東京都福祉人材センターで実施している職場体験事業とどこが違うのですか。	インターンシップ参加者対象（職場体験は学生以外も対象）、実施日数（職場体験は3日程度）、対象となる受入事業者の範囲（職場体験は介護サービス事業）等が職場体験と異なります。
3	受入事業者向けの説明会はありますか。	インターンシップ実施上の留意点、インターンシッププログラム作成の手順に関する事前説明会を、開催する予定ですのでご参加ください。
4	事業者向け事前説明会の日程及び実施内容は決まっていますか。また、法人単位の参加でもよいですか。	春期インターンシップの事業者向け説明会は、2017年12月8日、12日、13日に開催予定です。より効果的なインターンシップの実施のため、法人単位ではなく、事業所ごと説明会へのご参加をお願いいたします。
5	事業者向け事前説明会には必ず参加しなければなりませんか。	新規のご参画予定の事業所様につきましては、原則ご参加してください。ただし、日程のご都合に合わないようでありましたら、運営事務局までお問い合わせ頂ければ幸いです。春期事業説明会は2017年12月8日、12日、13日に開催予定です。
6	法人に属するいくつかの事業所で応募する場合、応募書類はどのように作成すればよいですか。	応募書類の様式1に法人の情報を記載していただき、様式2に法人に属する各々の事業所に関する情報を記載して下さい。
7	希望した人数のインターンシップ参加者がこない場合もありますか。	受入事業者と学生とをマッチングしていくなかで、受入予定人数に記載していただいた人数に達しない場合もあります。
8	インターンシップの実施日はいつ決まりますか。	2017年12月22日より都内各所にて13回開催予定のインターンフォーラムに参加頂いた学生の希望から、インターンシップ実施の事業所及び日程が決定致します。
9	インターンシップ参加者の交通費・昼食代は受入施設・事業所の負担となりますか。	基本的に当日の交通費・昼食代は、インターンシップ参加者の自己負担となります。
10	インターンシップの受け入れ先として、インターンシップ実施期間中の事故に備えた保険の加入は必要ですか。	インターンシップ中の事故に備えて、運営事務局がインターンシップ参加者の保険の手続きを行います（保険料の自己負担はありません）。
11	インターンシップ実施期間中に、万が一、インターンシップ参加者の方が怪我をされた場合等、どのように対応したらよいですか。	受入施設・事業所は速やかに運営事務局に報告すると共に、関係法令に基づき関係機関へ報告してください。

NO	Q	A
12	インターンシップ参加者の方からインターンシップ実施について変更・キャンセルの連絡が入り、従来の日程に変更が生じる場合、その報告はどのようにすればよいですか。	インターンシップ実施日程の変更・キャンセルがあった場合は、速やかに運営事務局に連絡をしてください。
13	インターンシップを中断したい場合はどうしたらよいですか。	インターンシップを中断にせざるを得ない状況が生じた時点で、先ず運営事務局に連絡してください（受入施設・事業所は運営事務局と協議の上、インターンシップを中断させることができます）。
14	事業者（所）名称が変更予定なのですが、何か提出する書類等がありますか。	変更が生じることが分かった時点で、事前に運営事務局に連絡してください。実際に変更があった際にはその内容が分かる公的な書類（登記や関係機関に提出した書類等）を運営事務局に提出してください。その際に、受入施設・事業所が本事業を引き継げるかどうか、必要に応じて個別に相談させていただきます。
15	対象施設・事業所に障害者通所施設も含まれますか。	昨年度の公募では障害者支援施設（入所施設）のみを対象としていましたが、本年度の公募では、都内の障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（地域生活支援事業を除く）や児童福祉法に基づく障害児支援事業所が対象となり、障害者通所施設も含まれます。
16	事業所内保育所は応募できますか。	認可を受けている事業所内保育所は受入事業者の対象となります。
17	インターンシップ中、インターンシップ終了後において、学生に対し、広報活動や採用選考活動はしてよいのですか。	インターンシップ実施後の受入事業者からの学生等に対する就職の広報活動については、受け入れる学生ごとに、参考資料としてHPに掲載している「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」別紙「企業がインターンシップ等で取得した学生情報の広報活動・採用選考活動における取扱いの考え方について」に沿った対応をお願いします。なお、広報活動、採用選考活動を行う場合は、あらかじめ、受入事業者はインターンシップ参加者に対し、参加者の情報をインターンシップ後広報活動、採用選考活動に使用する旨の了解を得た上で行うようお願いいたします。なお、専門学校生及び短期大学生については、別紙一覧のインターンシップ等の実施（開始）時期の欄の4学年を「卒業・終了年度」と読み替えて対応してください。

※運営事務局…本事業を運営するパーソルテンプスタッフ株式会社をいう。